

社会福祉法人エゼル福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人エゼル福祉会（以下「この法人」という）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事については報酬のみを支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

- (2) 非常勤の役員及び評議員が理事会・評議員会に出席した場合は、別表1により報酬を支払う。

※報酬については、書面決議・Web開催は除外し、対面開催の場合のみとする。

- (3) 非常勤の役員及び評議員が法人業務を行う場合は、別表2により報酬を支払う。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬の額は、別表3に定める算定方法により算出される額とする。

(報酬等の支払い方法)

第5条 常勤の理事等に対する報酬等の支給の時期は、毎月12日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合はその前日とする。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程に基づき旅費等を

支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 理事会、評議員会等への出席についてかかる交通費について実費を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員の決議を経て行う。

2 常勤理事の働き方や報酬額については理事改選時の理事会において協議するものとする。

附則

この規程は、平成29年6月24日より施行する。

この規則は、令和3年11月23日より施行する。

この規則は、令和7年6月27日より施行する。

別表1 非常勤の役員及び評議員の報酬（理事会・評議員会出席1回につき）

理事会・評議員会	5,000 円
----------	---------

別表2 非常勤の役員及び評議員の報酬（その他法人業務）

業務時間	報酬の額
30 分まで	1,000 円

※30 分単位で計算

別表3 常勤理事の報酬額の算定方法

役職名	報酬の額
理事長	基本給 262,000 円+役職手当 125,000 円+交通費実費